

医政医発 1226 第 2 号
平成 30 年 12 月 26 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

オンライン診療における不適切な診療行為の取扱いについて

オンライン診療については、医療上の必要性、安全性、有効性の観点から、医師法第 20 条等との関係を整理した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知の別紙。以下「指針」という。）が本年 3 月に発出されたところであるが、オンライン診療を実施している医療機関において、医師法第 20 条や指針に違反する疑いのある診療行為を実施しているという事例が報告されている。

こうした診療行為について、国民の危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、特に問題の多くみられる事例について医師法の適用に関する見解を示し、徹底することとしたので、御了知の上、貴管下保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等への周知をお願いする。

記

第一 オンライン診療による診療行為に対する医師法の適用

以下に示す態様によるオンライン診療による診療行為は、医師法第 20 条に違反するおそれがあること。

- (1) 指針に規定された例外事由（指針 V 1 (2)② iv）に該当しないにもかかわらず、初診の患者についてオンライン診療を実施する行為
- (2) 指針に規定された例外事由（指針 V 1 (2)②の注）に該当しないにもかかわらず、直接の対面診療を組み合わせずオンライン診療のみで診療を完結する行為
- (3) 情報通信手段としてチャット機能のみを用いた診療行為

第二 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、厚生労働省医政局医事課に情報提供すること。

第三 関係法令・指針

1 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）（抄）

第 20 条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

2 オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知の別紙）（抄）

V 1 (2)② ii 初診は、原則として直接の対面による診療を行うこと。

iii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと。なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。

iv ii 及び iii の例外として、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合などにおいて、患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診であってもオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行うこと。

注 禁煙外来など定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものに限っては、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。

V 1 (6)② ii オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること。直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には補助的な手段として、画像や文字等による情報のやりとりを活用することは妨げない。ただし、オンライン診療は、文字、写真及び録画動画のみのやりとりで完結してはならない。